

〈共同研究報告〉

藩士社会の養子と階層移動

——長門国清末藩の分析

磯田道史

一、問題の所在

東アジア社会のなかに、近世日本社会をおいて、みたとき、支配的階層の維持・再生産のシステムがユニークであったことに気づく。社会人類学者らによって、日本の武士は同時代の中国・朝鮮の支配的階層である紳士・両班と比較されるが、⁽¹⁾ 決定的な違いが幾つかある。まず、日本の武士の場合、地位の獲得・継承に、科擧等の試験が介在しない。⁽²⁾ 中国・朝鮮では支配的階層の再生産に原則的に試験が介在した。これに比べ、武士の地位は世襲性が強い。「世禄制」とよばれるように、事実上、近世の武士は俸

禄の世襲がなされていたとする説が有力である。⁽³⁾ この世襲のされ方も特徴的であった。すなわち、日本では、武家の家督・家禄は

一系の長男子が単独で代々継承・相続（長男子単独相続制）した。少なくとも、近世中後期には、それが一般原則であった。しかし、中国では家系の継承者は単独ではなく、私財も均分相続が基本とされる。⁽⁴⁾ また、朝鮮でも一七世紀後半に均分相続から長男優待相続に移行するが、⁽⁵⁾ 日本のような長男の単独相続とはならなかったとされる。

ところが、世禄制と長男子単独相続制の組み合わせだけでは、実は、日本の武士の再生産は難しい。長男子単独相続では直系

家族になる。世禄を一子相伝で世襲させようにも、継子がなく絶家する場合が多くなる。そこで周知の如く、いま一つすぐれた

日本的な「補完システム」⁽⁶⁾ が必要とされた。他ならぬ養子制である。日本の養子制は、非血縁者でも、世代順が逆でも、継承・相続を認める点で特異性をもつ。中根千枝氏が他の東アジア社会を念頭に「日本のように養子、婿養子が財産を相続する権利がある」という社会は極めて少ない。」と指摘する所以である。⁽⁷⁾ 日本の武士は、家に固定された家禄（世禄）を長男子が単独で相続する。実子・同姓血縁者のない場合には、異姓の養子でも相続させる。世禄制・長男子

単相統制・異姓養子制。日本近世の武家は、この三つの仕組みで再生産されていた。これが日本の身分制社会の特徴である。世襲身分制ではあっても、非血縁者に特権・地位の継承を許容する身分制であった。藩によっては藩士の $\frac{1}{3}$ 以上が異姓養子相続であったとされる。⁸⁾ここで一つの疑問がおきる。これほど異姓養子が多ければ、個人の社会移動が可能となり、厳格な身分制が緩和されていた可能性はないかという疑問である。

本稿では、この問題意識から近世武家の養子について分析する。まず、藩士の養子の実態（養子の割合や選択範囲）を明らかにし、次いで武家の養子制と身分階層移動について考察する。その際、藩士社会の養子制が身分階層の開放化機能をもつとする仮説と、固定化機能をもつとする仮説の二つを提起し可否を検討する。

二、分析対象

ここでは長門国清末藩の藩士を具体的な

分析対象にする。まず、清末藩について簡単に説明しておきたい。清末藩は萩藩毛利氏の支流の藩である。長門国豊浦郡（現、

下関市）のうち一二村と浦（港町）二つを領有し、表高は一万石であった。しかし、実高は、その二倍に上っていた。⁹⁾萩藩毛利氏は、防長二か国に、長府毛利・清末毛利・徳山毛利の各支流と、岩国に吉川家（明治元年より岩国藩）を配置して、領国を固めていた。清末藩はこれら萩藩毛利氏の三支藩の一つに数えられるが、その成立事情はやや複雑であった。戦国大名毛利元就の孫輝元は、慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原の戦いに敗れ、防長二か国に減封された。このとき輝元は従弟の秀元を長府に配し、長府藩が成立した。この長府の毛利秀元は、承応二（一六五三）年、幕府の許可を得て分家を創設した。これが清末藩である。清末藩は、萩藩毛利本家の三支藩の一つであるが、成立の経緯からいえば、清末藩は萩藩の支藩長府藩のそのまた支藩にあたる。¹⁰⁾

ところで、この藩には良質の「分限帳」

と「由緒書」が残されている。¹¹⁾分限帳は侍帳ともいい藩士の名簿である。近世には、どの藩でも作成された。しかし、清末藩の分限帳は特異なものである。通常、分限帳には家臣の姓名と禄高・役職のみが記される。ところが、清末藩の分限帳には、姓名・禄高の他に、父母・実父母までが記載されているのである。この藩については様々な時期の分限帳が多数伝存する。¹²⁾なかには、年齢や家督相続の年まで載ったものもある。一万石の小藩で、これほど多くの分限帳が残る例は稀である。特に、国文学資料館所蔵の一七八五、一八二〇、一八五四年帳と、『下関市史』資料編二所収の一八三〇年帳は優れた内容をもっている。このような分限帳は全国的にも殆ど例がない。記載形式を一七八五年帳を例に示す。

御馬廻

安左衛門通居男、母渡辺全平数女、実河

井源右衛門

慶明弟

高式百石 上岡枝村之内 黒河権左衛門

巳十七歳

越智通行

藤左衛門慶虎男、母黒河輪右衛門邦通

女、実父山沢平次右衛門武久、実母入江

平兵衛乗奥女

高百五拾石 保木村之内 河井源右衛門

檀崎村之内

源慶明

巳三十三歳

当主の肩書き部分に縁戚(父母)や年齢を記す。養子の場合には実父母も記載されるため、どの藩士が養子で、どこから養子に入ったかがわかる。この例外的に情報量の多い分限帳により、清末藩に関しては藩士全員の養子婚姻が分析できる⁽¹³⁾。これが清末藩を分析対象にした理由である。

清末藩には、もう一つ養子制研究に貴重な史料が残されている。「旧藩士由緒書」である。明治二九(一八九六)年に旧清末藩士が自家の由緒を旧主の清末毛利家に提出した書上である。現在、三分冊のうちの二冊、全藩士の約半数、九二家分が残る。

ただ、明治期の作成だけに、近世初頭の由緒や細かな内容を無批判には利用できない。しかし、各家に伝存する古文書・古記録をもとに記され⁽¹⁴⁾、基本事項は概して正確である。歴代当主の名や実子・養子の別などは、他の史料、分限帳等と照合して信頼度は高いことが確認できた。この由緒書は、代々の当主の実子・養子の別を明記する。また、明治以後の「清末士族」の動向を知りうる。家によっては、一六世紀から一九世紀末まで約三〇〇年間の歴史が追える。清末藩は僅か一万石、藩士数二〇〇家たらずの小藩ながら、藩士集団の濃密な情報が得られる。サンプル・サイズは小さいが、精密な分析が可能である。家老から茶坊主まで、全藩士の養子・婚姻を数百年単位で調査でき、その意味では、得がたいフィールドを提供する。以下、この清末藩の分限帳と由緒書をもとに分析を進める。

三、養子相続の実態

藩士の養子相続は、そもそも、どの程度

の割合を占めたのだろうか。これまでの研究から、藩士の家は「少なくとも全相続例のうち四割前後もが養子⁽¹⁵⁾」とされる。藩による違いはあれ、養子相続率が三〜四割に上ることが明らかにされている。しかし、長期的にみた養子相続率の趨勢、養子の選択のされ方など、養子相続の実態には不明な点が多く、研究の課題として残されている。そこで、本稿では、まず、清末藩の養子相続の実態分析から入りたい。

1 清末藩士の階層構成

最初に清末藩の藩士数や階層構成を提示しておく。清末藩の藩士数と家格の区分を表1に示す。清末藩には、家老から(茶)坊主・足軽・中間・大工・細工人まで全て加えて約三六〇人の家臣がいた。このうち世襲の武士の家は、家老から(茶)坊主まで一六〇家前後である。明治に至り、この階層が足軽の「卒」と区別され「士族」となった。明治初年の清末藩総人口(戸数)は一一、〇四九人(二、四七六軒)である。

表1 清末藩士の家格階層

家格	1785年	1820年	1830年	比
家老	3	2	3	0.8%
中老	2			0.0%
番頭	2		1	0.3%
馬廻	48	49	40	11.1%
中小姓	54	46	44	12.2%
手廻	51	45	45	12.5%
並手廻	12	13	13	3.6%
坊主	12	10	11	3.0%
無格		1		0.0%
小計	184	166	157	43.5%
足輕	—	—	81	22.4%
厩之者	—	—	20	5.5%
中間	—	—	75	20.8%
船手	—	—	7	1.9%
大工	—	—	14	3.9%
細工人	—	—	7	1.9%
小計	—	—	204	56.5%
総計	—	—	361	100.9%

出典：「清末藩分限帳」

表2 清末藩士の禄高構成

禄高	1785年	1820年	1830年	1858年	計
350石	1				
250		1		1	
230	1			1	
200	3	1	2		
150	3	1	1	1	
130	2	1	1		
120	1	1			
100	5	4	3	3	
90	1		3	2	
80	2		1		
70	2	5	3	3	9%
60	4	7	6	7	
50	19	14	10	8	
45	1				
40	20	25	23	24	
35	7	5	3	2	
30	24	19	20	17	
28		1			
25	4	4	2	4	42%
24	1	1	1	2	
23		1			
20	52	56	46	43	
18	8	2	8	7	
17	7	3	4	5	
15	5	4	7	12	41%
14		1	2		
13	9	8	10	8	6%
(空白)	2	1	1	15	3%
合計	184	166	157	165	100%

出典：「清末藩分限帳」

そのうち士族は八四八人（二九五軒）で約八%にあたる¹⁹。したがって、ここで行う分析は総人口の一割弱を占める藩士（士族）の全数調査ということになる。清末藩には大別して、家老・中老・番頭・馬廻・中小姓・手廻・並手廻・坊主とよばれる家格階層があった。天明から幕末まで、その構成

はあまり変わらない。藩士の総数はやや減るが、大きな変化はない。

以上は家格による区分であるが、藩士はその俸禄の高下でも階層化されている。表2は清末藩士の禄高構成である。家老から坊主格までが、三五〇石から一三石までに分布していた。明治に入り「上士」とされ

た七〇石以上の藩士は上の約一割にすぎない。一万石の小藩だけに、藩士の多くは五〇石にも満たなかった。小藩に特有の少禄に集中した分布である。ただ、このなかにも厳然と階層があり、馬廻（約四〇石以上）・中小姓（三〇石前後）・手廻（二〇石前後）・並手廻（二五石前後）・坊主（一三石）

といったように、家格と俸禄がほぼ対応していた。特に、中小姓と手廻・並手廻の階層的な違いは大きく、明治に入り、「中士」と「下士」に区別された。坊主は「准士」として士族に加えられた¹⁷⁾。このように絶対的な格差は小さいが、階層構成がフラットなわけではなく、家格と僅かな格高の差が家の階層を強く表示していた。

2 養子相続率

清末藩士の養子率は、どの程度だったのだろうか。表3は、前出「家中分限帳」をもとに、養子率を調べたものである。結論からいって、全当主に占める養子当主の割合は三四・二%であった。この藩でも $\frac{1}{3}$ 以上が養子ということである。もっとも、この数字には弟・孫・一族などの同姓養子(五・五%)は含まれない。異姓養子のみの割合である。同姓養子を含めれば、養子率は三九・七%と四割近くに上る。清末藩については、四冊の特に良質な分限帳が確認されている。藩士一人一人について、実

子・養子の別が判別できる。天明五(一七八五年)、文政三(一八二〇)年、天保元(一八三〇)年、安政五(一八五八)年頃の四冊である。この帳から各年次の養子率を知ることができる。この分限帳に記載された当主延べ六三七人を見ると、天明から安政まで、養子率に大きな変化はない。養子には、同姓養子・異姓養子、婿養子・夫婦養子といった区分があるが、ここでは同姓異姓の区分による集計のみが可能である¹⁸⁾。

その内訳をみると、異姓の養子が三四・二%、同姓の養子が五・五%である。養子が四割、実子が六割という構成であった。近世後期の藩士の社会では、この程度の割合で養子相続がなされていた。東アジア社会では養子は同姓たることが求められる。しかし、日本の養子制はこれに反した異姓養子のほうが多い。清末藩士でも三人一人は異姓の家からの養子であった。

このように、養子率自体が約四割に達し、その大半は異姓養子であった。近世中後期になるにつれ、異姓養子が増加したのでは

ないかとする研究がある。しかし、養子率・養子相続率の長期的趨勢を分析したものは少ない。近世前期から明治中期まで、養子制の推移をながめれば、いかなることか。表4で、一七世紀後半から一九世紀末まで、清末藩士の養子相続率の推移を追った。前述のように、清末藩には「旧藩士由緒書」という史料が残され、全相続に占める養子相続の割合を長期に観察できる。およそ五〇年刻みに養子相続率を算出した。清末藩では、立藩から廃藩まで、養子相続率が三割から四割のあいだを上下していた。明治期まで存続した清末藩士家についてみれば、一七世紀後半から既に養子相続の割合は高い水準にあった。少なくとも、この例からは近世中後期に養子(異姓養子)が顕著に増加したとは言えない。言えるのは、明治の廃藩以後、養子相続率が低下したということである。廃藩以後、女子の家督が認められ、養子を取る代わりに姉や妻が相続したり、没落して自ら絶家を選ぶ士族も出た。そのため、養子相続の

度合いが相対的に低下している。ともあれ、清末藩では一貫して藩士の養子相続率は高い水準にあった。幕藩制下において、藩士階層の再生産は、この高い養子相続率、特に異姓養子を前提にしていたのである。

3 養子の選択

藩士社会では養子相続が大きな比重を占め、長男や弟、同姓でもない者が当主になる例が1-3を超えていた。とすれば、どのようなものが養子になっていたのだろうか。この点が重要となる。養子の身分的・階層的な出身の構成が問題となる。表5として、養子の清末藩士当主の出身（実父方）を調べた。やはり、同じく清末藩士に父に持つものが八割から九割と圧倒的に多い。殆どが同じ清末藩の出身である。藩士は基本的に藩内から養子をとっていたのである。藩内以外からは長府本藩からの養子も一割に満たない。毛利系以外の他藩からの養子は皆無に近い。百姓町人から清末藩士の養子となった事例は確認できない。百

姓町人からの養子は全くないとの即断は慎重だが、寺や医者の子からも1%以下である。養子取の閉鎖性が指摘できる。この清末藩では、藩内養子の比率がきわめて高く、他藩、他身分からの養子は殆どみられない。養子の場合、藩内縁組が目立つが、これを女子の結婚移動と比較すると興味深い。表6は清末藩士の母の出自である。正確には母と父の妻は異なるが、父の世代の結婚の状況はうかがえる。結論からいえば、女子の嫁入は養子取ほど閉鎖的ではない。嫁入は藩内二九二、長府七九、萩八、他藩七、寺社苗字持の非武士九に家女房四三、出自省略一六六である。明らかに藩内出身の割合は養子取の場合より低い。ちなみに、藩士の母は出自省略・家女房とされたものが三、四割に及ぶ。武家の娘が多いものの、妾腹などの理由で非武士の娘も珍しくなかったということである。たしかに、養子相続は四割にのぼり、異姓養子は1-3を超えていた。しかし、その九八%は同じ清末藩と毛利系諸藩の武家から養子にきていた

のである。清末藩は一萬石の小藩で、藩士の多くは高十數石の少禄の武士である。にもかかわらず、寺社や医者などの子弟が養子制度を通じて、藩士になる可能性は極めて少なく、他藩・他身分を排除した同じ藩内での養子縁組の傾向が著しかった。法制史の研究は持参金禁令の存在から、養子身分規制の実質的崩壊を示唆しがちである。¹⁹⁾

しかし、実際の養子の取組事例の集計からはこのような見方には慎重にならざる得ない。清末藩の場合には、百姓等が養子によって武士になることは、事実上、困難であったといえよう。

次に、養子になった者の出生順位を調べておきたい。当然、長男は少なく二男三男が多かったと想像される。旧藩士由緒書には養子相続一七七例が記録されている。うち一二一例については「実——二男」「実——弟」と、実家当主との続柄が記載されている。養子になった者の実家当主との続柄・出生順位を調べると、やはり「長男」が養子となるのは例外的で「二男」が六二

表3 養子率

年	実子	養子		小計	記載無
		同姓	異姓		
天明5(1785)	57.8%	5.8%	36.4%	173	11
文政3(1820)	62.7	6.8	30.4	161	5
天保元(1830)	58.3	4.6	37.1	151	6
安政5(1858)頃	62.5	4.6	32.9	152	13
合計	60.3	5.5	34.2	637	35

出典：「清末藩分限帳」(国文学資料館所蔵)『下関市史』資料編II

表4 時期別の相続形態

年	実子	養子	孫	再勤	女子	不明	合計
1650~1699	8	4					12
1700~1749	29	23				1	53
1750~1799	53	27	1	1			82
1800~1849	34	35	2	2		7	80
1850~1871	33	26				2	61
小計	157	115	3	3	0	10	288
	54.5%	39.9%	1.0%	1.0%	0.0%	3.5%	100.0%
1872~1897	46	12		4	4	2	68
	67.6%	17.6%	0.0%	5.9%	5.9%	2.9%	100.0%
合計	203	127	3	7	4	12	356
	57.0%	35.7%	0.8%	2.0%	1.1%	3.4%	100.0%

出典：「旧藩士由緒書」

表5 養子の出身

年	武士					非武士 寺・医者	計
	清末藩内	長府藩	萩藩	その他 毛利系	毛利系 以外		
1785年	59	7	2	3	0	2	73
1820年	55	3	1	1	0	0	60
1830年	50	3	6	2	2	0	63
1858年頃	51	3	2	1	0	0	57
計	215	16	11	7	2	2	253
	85.0%	6.3%	4.3%	2.8%	0.8	0.8%	100%

註：陪臣を含む。 出典：「清末藩分限帳」

表6 母の出身

出身 年	武士					非武士		不明 無記載	計
	清末藩 婿取	嫁入	長府藩	萩藩	毛利系 列外	社 寺 苗 字持	家女房		
1785年	14	89	12	2	2	2	28	35	184
1820年	24	77	27	2	2	4	8	22	166
1830年	16	61	22	2	2	2	5	47	157
1858年頃	14	65	18	2	1	1	2	62	165
計	68	292	79	8	7	9	43	166	672
比	10.1%	43.5%	11.8%	1.2%	1.0%	1.3%	6.4%	24.7%	100.0%

出典：「清末藩分限帳」

例と過半を占める。出生順位別に分類すると、実家で長男(兄を含む)は僅か五例である。二男以下と弟が一〇〇例、養子養弟が四例、出生順位不明が一二例である。一般に、養子は二男以下や弟がなるといふ通念は、実際上も妥当である。長男が養子と

なつた事例は、父実家の男系が途絶する場合や本家末家関係など特別な事情による。清末藩では「惣領を養子ニ遣候儀者、上より御差図か、又者、本末之訳合等有之分者格別、前々之通停止被仰付候事」と、特例を除いて、惣領を養子に遣わす行為が厳禁

されていた。特例とは「上より御差図」(藩主君命)と「本末之訳合」(絶家に及んだ本家を末家が継ぐ場合)である。この禁令のもと、長男は原則的に被養子資格がなかった。ただ、このような法令の存在自体、藩士の側に、惣領を養子に出す動きが常に

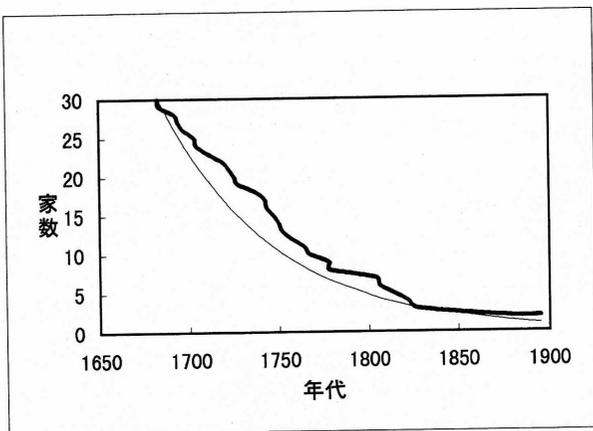


図1 男子血脈の相伝家数

あったことを示す。藩士の非嫡子が異姓養子として藩内で盛んに交換されていたのである。

4 養子相統と家の存続

清末藩では養子相統が四〇%前後に達し、異姓養子が三五%を超えていた。養子が武家の相統にとって、当然・不可欠の要素になっていた。ここで養子相統率三五%の持

つ意味をさらに考えてみたい。藩士の家は養子制度が存在する故に容易に断絶しなかった、とされる。逆にいえば、養子制なくしては、武家の連続は難しかった。もし異姓養子がなければ、武士の家は、どのようになろうか。平均して清末藩士は三五・七%が(異姓)養子相統である。理論上、男子血脈の伝存率は(一マイナス〇・三五七)のN世代乗となる。この状態では僅か四世代で男子血脈のつながる家は1/5以下に落ち込む。実に五家に四家が途絶えるということがある。清末藩士の世代間隔は平均二八年。一〇〇年で三・五七世代である。異姓養子制がなければ、一〇〇年後には男子血脈は二三%しか残らない計算になる。実際には、異姓養子を取らずに、藩士の家が、どの程度続いたのだろうか。一六八三年に存在した三八の藩士家を対象に異姓養子を取らず何代続いたかを調べた。その結果、三八家のうち七世代(八代目)まで「男子血脈」が続いたのは二家(約五%)にすぎなかった。最初の三世代で三八家の

うち二六家(六八%)までが養子を取り男子血脈を途絶させている。もし、養子制度がなければ、三代で七割の藩士家が絶家する可能性があった。年数が経つにつれ男子血脈伝存率が減衰する様子を、男子血脈の生命表として示すこともできる。図1である。一六八三年に存在した三八家のうち三〇家は当主の相統年が記載されている。この三〇家のうち五〇年間、男子血脈を伝えた家は一九家であった。一〇〇年間養子を取らなかったのは八家(二七%)、一五〇年間取らなかったのは僅か三家(二〇%)であった。⁽²¹⁾

このように、藩士の家は異姓養子の制度なくしては到底続かない。同姓の継子がなければ断絶という厳しい相統制度をとったとすれば、三〜四世代、一〇〇年程度で七割近くの家が消滅する。日本の武士の家が異姓養子なくしては再生産不能であったことは間違いない。直系家族で家督を一人相伝する場合、異姓養子制は不可欠であった。このような養子制度が日本近世の階層

構造に、どのように影響していったのかについて、次章以下で検討していきたい。

四、養子と階層移動

1 階層流動化仮説と階層固定化仮説

これまで清末藩士を例に近世武家の養子の実際をみてきた。同姓原理に反する養子相続が実に1-3を超え、この異姓養子なくしては、藩士の家の存続は到底困難であったことを明らかにした。日本の武家では、異姓のものでも、養子制度によって、他家の当主になることができた。近世日本は紛れもなく世襲身分制社会であったが、極端に言えば、全く血縁のないものでも、他家の当主になりえた。とすれば、日本の養子制は世襲身分制を緩和していた、と考えられる。「養子は階層の開放化・流動化に機能していた。」という仮説が提起できるのである。これを階層流動化仮説と呼ぶことにしたい。

しかし、考え方によっては、全く反対の議論も成り立つ。たしかに、個人レベルで

いえば、異姓養子は社会移動の機会を提供する。異姓養子が1-3にも及んでいたとすれば、実質的に世襲身分制を緩和したかもしれない。しかし、それは養子による階層移動の存在が前提である。もし、同一階層内のみで養子が水平交換されたとすれば、また別の議論が必要になる。異姓養子で支配層の絶家がなくなれば、下層の家が新規に支配層に参入する機会は減少する。支配層の家が固定化されて、その階層内で互いに養子が水平交換されれば、養子制度はむしろ階層固定化に働く。故に「養子は結果的に階層の閉鎖化・固定化に機能していた。」という階層固定化仮説も成り立つわけである。

このように、養子の機能については階層の流動化と固定化という対極的な二つの仮説が考えられる。養子は階層を流動化したか。これを考えるには、そもそも養子による階層移動は可能であったのか、特に養子による階層上昇は可能であったか、という点が重要である。この問題を解くには、養

子による階層移動の実態を調べる必要がある。前節でみた如く、清末藩士については、寺・医者を除き、百姓町人など他身分との養子取組が全く確認されない。養子は清末藩内か毛利系諸藩の武家から取られていた。異姓養子制を利用しての他身分から武士への移動は皆無か、ごく少数であったとみられる。他身分からの養子が若干ある藩もあり一般的結論ではないが、⁽²²⁾少なくとも、この藩については、異姓養子制度は身分を常に超えさせるほどの大きな階層移動機能を有していなかった。それでは、同じ武士階級内部では、養子による「小さな」階層移動がみられたのだろうか。養子がほぼ藩内のみで交換されたとすれば、次に、藩内部での階層移動の程度が問題となる。禄高家格の低い家に生まれた者が異姓養子により高禄格上の家の当主になる可能性が問題である。

2 階層移動の範囲と方向

藩士は禄高と家格で階層付けされている。

表7 養父／実父禄高比

養父／実父禄高	1820年	1854年	計
2.1倍以上	1	0	1
2.0-1.6倍	3	0	3
1.5-1.1倍	6	7	13
全く同じ	13	9	22
1.5-1.1分の1	6	12	18
2.0-1.6分の1	6	6	12
2.1分の1以下	4	4	8
計	39	38	77

表8 家格間の異姓養子移動 (1820年)

	本人					計
	～役目通	中扨従	手廻	並手廻	坊主	
～役目通	10	4	1			15
中扨従	3	8	1	1		13
手廻		1	7	2	2	12
並手廻					1	1
坊主				1	1	2
小計	13	13	9	4	4	43
長府	1	1			1	3
萩			1			1
毛利一門		1				1
不明			1			1
計	14	15	11	4	5	49

出典：「清末藩分限帳」文政3年 註：1785年帳は格名「役目通」を「馬廻」とする。同姓養子6例を除く。

まず、禄高の面から養子による階層移動の幅をみる。表7は、養子当主の実家の父兄と養家の禄高の比を示している。藩内での異姓養子取組について、養家・実家双方の禄高が判明する七七例を調べた²³。その結果は、異姓養子による階層上昇は現実には難しかったことを示す。実家より禄高の高い

家に養子に入る例は少なかった。異姓養子が実家禄高の一・五倍を超える家に入った例は七七例中四例(五%)、二倍超の上昇移動は一例のみであった。清末藩には一三石から三五〇石までの藩士がいたが、例えば二〇石の藩士の子弟が五〇石以上の藩士に養子に入り当主となる例は殆どない。養

子取組の約七割は禄高差が一・五倍を超えない同格の藩士同士で行われ、二〇石の家から三〇石の家へといった程度の移動にとどまっていた。異姓養子による上昇移動は難しかったといえる。しかし反対に、五〇石から二〇石へといった養子の下降移動もあった。というのも家老など上層藩士の二男・三男等が格下の中・下層藩士の養子になる場合があったためである。非嫡男を藩士にできる上層藩士の側にも、藩内門閥から養子を迎える中・下層藩士の側にも利点があり、このような取組がなされたと考えられる。

次に、家格から養子による階層移動をみる。表8である。家格が全く同じ家同士の養子の交換が四三例中二六例で六割を超える。家格が僅かに一段上下した取組はあっても、二段以上離れた取組は四例と少なく、いずれも上層藩士の二・三男が二段格下の家に養子に入るものである。一八二〇年時点で、異姓養子で家格を上へ二段飛び超えた者は一人もいない。一段違いの取組も、

表9 禄高の相関係数

	1820年		1854年	
	相関係数 r	n	相関係数 r	n
本人×父	0.856 ***	149	0.806 ***	138
本人×母の父兄	0.748 ***	62	0.570 ***	63
本人×実父	0.740 ***	43	0.661 ***	41
本人×実母父兄	0.615 **	25	0.357 *	31
養父×実父	0.716 ***	39	0.632 ***	37
父×母の父兄	0.775 ***	56	0.451 ***	62
実父×実母父兄	0.888 ***	22	0.448 *	29

有為水準 0.1%*** 1%** 5%*

中味をみれば、多くは禄高面で実質差のない中扈従の上層と役目通の下層の取組で格違と呼べるものではない。さらに言えば、中扈従(明治の中士)以上と手廻(同、下士)以下の間に大きな通婚圏の断絶があり、両者の壁を超えた養子は僅かに四例と極めて少ない。清末藩士は僅か約五〇〜六〇の

同家格か同禄高の家を養子圏として、その内部で養子交換を繰り返していた。つまり、清末藩では、異姓養子制が上士の非嫡男に中下士の地位を提供する下降移動装置に働くことはあっても、個人の階層上昇装置とはなっていない。異姓養子は基本的に同一階層内で水平交換されたのである。

このような格禄相応の縁組原則は、養子のみならず婚姻(嫁入)においてもみられた。夫と妻の実家の禄高差を調べても、やはり同程度の禄高の藩士間の婚姻が多い。禄高差二倍以内の縁組が八四%を占める、閉鎖的な同類婚・階層内婚であった。養子についても禄高差二倍以内の取組が同程度の八八%に上る。さらに、養子の場合、前述のごとく、藩内からの比率が圧倒的に高く、毛利系列藩以外から取るのは稀である。対して、婚姻の場合は養子に比べれば他藩・他身分からの嫁入が多い。家の当主となる養子(異姓)のほうが閉鎖性が目立つが、どちらも同類婚である。

養子婚姻とも階層内となれば、藩士の縁

戚は皆が同程度の禄高という事態が起きる。藩士は父から家督を相続するから、藩士本人とその父(養子は養父)の禄高には当然ながら相関がみられる。ところが、藩士の社会では、禄高相応の縁組が徹底されているため、養・実双方の父のみならず、養母・実母の父兄(母方の祖父や叔父)までもが、藩士本人と禄高の相関をもつこともあった。表9は、文政三(一八二〇)年と安政元(一八五四)年頃の分限帳から、藩士の縁戚相互の禄高の相関係数をとったものである。藩士本人・父(養子は養父・実子は実父)・実父・実母の父兄・母(養子は養母、実子は実母)の父兄の禄高の相関係数を示す。本人と父・母の父兄・実父・実母の父兄のあいだにはいずれも統計的に有意な相関がみられた。本人と父の禄高の相関は一八二〇年が〇・八五六、一八五四年頃が〇・八〇五に及ぶ。清末藩でこの時期に御家騒動があり、重臣が多く減禄処分を受けた²⁴⁾。これによる変動を除けば、本人と父の禄高相関は〇・九五前後にもなる。特

に事件や不手際がないかぎり、まず父の禄高は子にそのまま相続されていた。清末藩では他藩と同様に「世禄制」がとられていた。近世中後期には、父（養父）の禄は相違なく子に相続される確率が高く、相続後も個人の出世による家禄の大幅な加増は稀で、本人と父の禄高に極めて高い相関があった。

さらに、婚姻や養子についても、同階層の縁組が志向されたため、かなりの相関がみられる。父と母の父兄の禄高相関は、一八二〇年では、〇・七七五と高く、一八五四年頃も〇・四五程度である。結婚もやはり禄高相応が重視されていた。また、養子も階層を無視した取組はなされていない。実父と養い先の養父の禄高には一八二〇年で〇・七一六、一八五四年頃で〇・六三二と有意な相関がある。²⁶養子にあたっては実家の禄高が養子の行き先を大きく左右したことを示す。このように縁組は押並べて禄高相応であった。そのため、藩士は周囲の縁戚・親戚が皆同程度の禄高の傾向があっ

た。実際、直接因果関係のない本人と母の父兄（母方の祖父やおじ）についても相関がみられる。これは父と母の婚姻が同程度の禄高で行われ、本人が父の禄高をほぼそのまま相続したため、疑似相関が生じたものである。このように、藩士は同階層内に多くの親戚をもち、身分制社会に特有な閉鎖的な交際が成立していた。幕藩制下では、依然として婚姻・養子縁組には禄高相応の原則が貫かれており、縁戚相互の禄高に有意な相関がみられるのである。

3 藩士の地位達成モデル

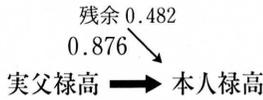
父（養父）の禄が子に受け継がれ、養子や嫁が階層内で交換される清末藩士の社会の有り様が明らかになってきた。実子相続では、実父禄高がそのまま子の禄高となる場合が多く、養子相続では、養父禄高がそのまま養子の禄高となる場合が多かった。そのため、親と子世代の禄高を比較すると、相関係数が〇・八〇・九に及ぶ驚異的な階層社会となっていた。少なくとも、実子

相続の場合は、生まれた家で将来にわたる本人の禄高の殆どが決まったといってよい。それでは、異姓養子の場合は、生まれた家（実父禄高にとられない地位達成が可能だったのであろうか。養子は他家の相続である。実子相続に比べ、実父禄高が本人禄高に影響する度合いは当然小さかろう。しかし、養子の場合にあっても、生まれた家の影響は無視できない。というのも、前述の如く、養子は狭い階層内で交換された。実父の禄が高（低）ければ、やはり高（低）禄の家に養子に入り、養父から高（低）い地位を受け継ぐ。そのため、生まれた家（実父）の禄高が本人の地位達成に影響したと考えられるからである。事実、実父と養父の禄高相関は〇・六〇・七程度に上っていた（表9）。実父禄が高（低）ければ、やはり、高（低）禄の家に養子に入る傾向にあった。藩士の地位達成には、生まれた家（実父禄高）が大きな要因になっていた。

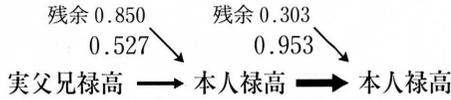
実際、藩士の地位（禄高）は、生まれた

家（実父禄高）で、どの程度左右されたの
 だろうか。これを調べるにはパス解析が適
 している。この手法は異時点比較に適す
 が、データ数が限られるため、ここでは一
 八二〇年と一八五四年の当主をプールの
 分析する。図2は、1. 実子が生家の家督
 を継いだ場合と、2. 異姓養子となって他
 家の家督を継いだ場合にわけ、実父禄高の
 本人禄高への影響を調べた結果である。数
 字はパス係数（標準化回帰係数）である。
 まず、「1. 実子」の場合、本人禄高への実

① 実子 1820・54年 (N=175人)



② 異姓養子 1820・54年 (N=77人)
 (モデル1)



(モデル2)

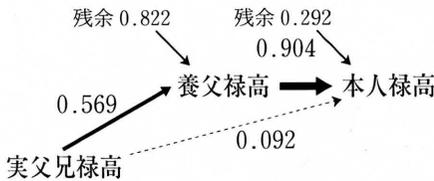


図2 清末藩士の地位達成過程

父禄高の影響がパス係数で約〇・九にのぼ
 る。藩士本人の禄高は殆ど実父で決まっ
 いたといつてよい。本人の出世・失脚等と
 いった残余の要因(約〇・五)を大きく上
 回っている。親世代の禄高がほぼ唯一の大
 きな決定要因であった。既に「世禄制」が
 確立した近世中後期には、藩士の禄高は、
 家の禄として代々受け継がれ、親世代の禄
 高がそのまま子世代の禄高となるのが一
 般的であった。そのため、実子当主の禄高地
 位の達成には、実父禄高がパス係数〇・九
 という驚異的な影響力を及
 ぼしていたのである。これ
 は、養子に出なければ、将
 来は殆どが実父と同じ禄高
 になる、ということの意味
 していた。

合を検証する。結論からい
 次に、「2. 異姓養子」の場
 影響がなくなるのだろうか。
 合は、実父や実兄の禄高の
 影響がなくなるのだろうか。

って、養子に出れば、当然ながら実父兄禄
 高の影響が小さくなるが、その影響力はな
 くならない。養子に出た場合さえ、実父兄
 禄高が藩士の禄高地位の達成に影響した。
 養子は、まず実父兄の家から養父の家に入
 り、その家督を継ぐ、という順序で地位を
 達成する。この因果関係から、二つのパス
 モデルを設定しパス係数を算出した。養子
 に出た後の実父兄禄高の本人禄高への直接
 影響の有無で二つのモデルを設定した。モ
 デル一は直接影響がない場合、モデル二は
 ある場合である。養子に出た後も、実父が
 本人の地位達成に直接影響する可能性もゼ
 ロではないが、現実には、一度、養子に出
 れば、本人禄高に直接影響するのは養父禄
 高で実父兄はさほど関係ない。清末藩では、
 実父兄を有力者にもつ養子が養家を相続後、
 加増が繰り返される例は確認できない。そ
 の意味では、モデル一が妥当なモデルと考
 えられる。

モデル一では、まず、実父兄から養父へ
 養子に入るとき、禄高相応の縁組により、

五、結 論

○・五強の影響が実父兄禄高からある。一旦、養父の家に入れば、養父禄高をほぼ受け継ぐので、養父禄高の本人禄高への影響は○・九五に及ぶ。つまり、実父兄禄高が養子先(養父禄高)に影響し、その養父禄高がほぼ本人禄高になるので、結果的に実父兄禄高が本人禄高に強く影響した。養子に出た場合でも、本人禄高に実父兄禄高が養父禄高を経由して間接的に○・五二七×○・九五三〇・五の影響を及ぼしたのである。勿論、実子相続の○・九に比べれば低い、パス係数で○・五と強い影響力があることに変わりない。つまり、実父の禄が高(低)ければ、やはり高(低)禄の家に養子に入り、養父から高(低)い地位を受け継ぐ、という仮説は明らかに支持される。他家の養子に出る場合も、生まれた家にとらわれない地位達成は可能ではなく、実父兄の禄高で、本人の達成できる禄高階層が左右されていたことは否定できない。

近世後期藩士社会の養子を階層移動の観点から分析してきた。ここで検討したのは、言うまでもなく清末藩という一つの小さな武家社会にすぎない。また、本稿では数量分析から接近した。今後、藩士個々の複雑な親族関係など質的な面からの養子の分析も必要であろう。したがって、諸藩の武士全般にあてはまる言明をなすには、今後の調査の蓄積が必要である。しかし、これほど良質の史料を残す藩も稀であり、一藩の分析ながら、近世武家社会の養子・階層移動について幾つかの特徴を明らかにできたのではなからうか。その結果をふまえ、冒頭で示した課題について若干の考察を試みておきたい。

本稿が冒頭で提示した課題は「日本の近世武家の養子制度は、社会階層の流動化、固定化、いずれに機能していたのか」というものであった。結論からいって、異姓を含む養子制度が階層を流動化する機能を持

っていた、とする仮説には、やや否定的な答を出さざるをえない。たしかに、個々の例をみれば、少数ではあれ、養子で比較的大きな階層移動を果たしたものがある。近世武家社会は、世襲身分制の「剛構造」が基本であったが、一方に「柔構造」をもっていたとされる²⁷⁾。ごく稀にはあるが、個人の能力と君寵で破格の出世を遂げる者がでて、世襲政治の弱点を補っていた。たとえ例外としても、異姓養子がそのような階層移動の契機になった例は皆無ではない。重要な例外を可能にした点では、養子の階層流動化機能は評価されてよい。また、極めて世襲性がつよい藩士社会では、たとえ僅かでも、階層上昇の機会が与えられる養子制度は魅力的であったろう。近世後期の清末藩では、俸禄の加増は、家禄を数割増にするものが、数世代に一度あればよかった。多くの藩士は父世代の禄高のままであった。養子ならば、実家禄高の一・五倍程度²⁸⁾の家の当主になることもあった。僅か一・五倍でも、加増なら数世代かかる上昇

が養子なら一挙に可能な場合があった。そのため、養子を身分・格式を超える手段として利用する動きがたしかに存在した。しかし、男系の血脈の保存上、止むを得ない場合を除き、「格式違候もの養子の儀は御制禁」とされた。⁽²⁸⁾ 養子は階層内で取組むべきことが法制化され、常に監視がなされていたのである。また、原則、当主・嫡男は養子に行くことは許されていなかった。実例の集計結果をみても、養子による階層上昇は、所詮、僅かな移動であった。異姓養子が階層移動機能を持つというのは、あまりに世襲的な実子相続と比較した場合の議論である。家格・禄高がかけ離れた養子取組は稀で、これを一般論にすることはできない。また、「本来、家督を継げない二男以下に出仕の機会を与える点で、養子は社会移動機能を果たしていたのでは」との考案もできよう。一見、もっともだが、実は、二男以下は家督を継げず、部屋住のまま家内で一生を終えるものではなかった。清末藩では、二男以下は病疾など事情がない限

り、必ず何れかの家に養子に入れる状況にあった。明治初年、この藩には旧坊主格以上(士族)に弟や次男以下が六八人いた。そのうち、二六歳以上で、弟や次男のまま⁽²⁹⁾で家内に残っている者は僅か一人である。この藩では、次男以下もほぼ必ず当主に就けた。その際には、表7・8の如き確率分布で、極小な階層移動をしたのである。養子の移動方向が圧倒的に水平移動であった事実を考えれば、「階層流動化仮説」は到底これを是とするわけにはいかない。

一方、異姓養子制がかえって階層固定化機能の一部を担っていたのではないかと、という「階層固定化仮説」は十分議論に値する。異姓養子制の活用実態をみると、くりかえし論証したように、同じ階層内で男子が遣り取りされていた。つまるところ、異姓養子制は、当主を階層内だけで再生産するシステムとして機能していたのである。これにより、藩士の家系は容易に断絶しない。絶えないということは重大である。新しく藩士の家系を取り立てる必要がないこ

表 10 清末藩士の取立状況

藩主	襲封～致仕	期間	取立時の家格						その他不明	合計
			～物頭	馬廻	中小姓	手廻	並手廻	坊主		
元知①	～1653		3	3	8	8		1	7	30
元知②	1653～1683	30		1	3	5	1		5	15
元平①	1683～1713	30		2	6	3	1			12
元平②	1713～1729	16			1	1	1	1		4
政苗	1729～1775	46			1	1	2	3		7
匡邦	1775～1818	43				1		2	1	4
政明	1818～1818	0								0
元世	1818～1845	27			1	1		1		3
元承	1845～1849	4						3		3
元純	1850～1871	21			2			3		5
不詳					2		2	4	1	9
合計			3	6	24	20	7	18	14	92

註：元知①と②は清末立藩前後、元平①と②は長府清末藩合併前後

とを意味する。また、近世中後期には、財政的理由からも、藩士の家系統は積極的に増やされなかった(表1)。百姓や浪人など、新たな家系が絶家を補う形で採用され、藩士階層に新規参入するのは一層難しくなっていた。表10は、清末藩士族について藩士に取り立てられた時期を遡行的に調べたものである。藩士の採用は全八代の藩主のうち初めの二代でほぼ終えている。特に、中上層藩士の新規採用は、藩政初期に集中し、後期には殆どない。しかも、僅かな採用は藩医などの技術職の採用に限られていた。幕末に、譜代足輕が坊主格に取り立てられる場合を除き、近世中後期には、藩士の新規採用は極めて限定されていた。一七・一八世紀初頭に、上層藩士の地位にあった家系が絶家も下降移動もせず、そのまま支配的地位を廃藩まで維持し続けた。

このような家系と家格の固定化は、異姓を含む養子制の道具立てなくしては不可能である。異姓養子制は、既に藩士社会の上

層を占める譜代の上層にとって都合のよいシステムであった。というのも、この制度は、そのまま階層内で互いに男子を交換しながら、家名と地位を保全する制度である。上層を上層のまま居続けさせる装置にほかならない。もとより、大名家にとっても異姓養子の目的は、譜代上層の藩士家の保護にあった。幾つもの指摘があるように「一度と得られない」譜代家臣³⁰の家名を永久に保全する道具立てであったのである。

藩士社会の全体への影響からすれば、異姓養子制は、藩士家を固定化し、その階層内でのみ家の当主がリクルートメントされる結果をもたらしていた。たしかに、異姓養子制は、個々人のレベルでは僅かな階層移動の機会、小さな窓口を提供していたかもしれない。しかし、家系の階層移動ということでは、これを完全に阻害していた。もし異姓養子制がなければ、次から次へと、藩士家が消滅し、新規参入が活発になったであろう。しかし、この制度があるために、武士の家は容易に絶家しなくなり、結果的

に、下層の家が上層に新規参入する機会を閉ざしていた可能性は高い。社会全体のシステムとしてみれば、近世武家の養子制は階層固定化に機能していたといえよう。

このような養子制度のあり方もあって、日本の武士階層は、東アジアの他の社会の支配層と比較して、社会移動の面で特徴的であったかもしれない。ここでみた、近世後期の清末藩士の社会は、子の俸禄が父(養父)の俸禄で九割程度が説明できる強固な世襲制社会であったことを示す。たとえ、養子にいつても、行き先が実父の地位によって制限されるので、やはり生まれた家の俸禄で、既に地位の相当部分がきまっていた。これを同時期の清や李朝の官僚制と比べてみたとき、日本の近世武家社会は階層移動という点でいえばかなり特異である。明朝・清朝では、最高位の官僚でも、子が地位を維持し続けるのは困難であった。数量的な分析もこれを支持している³¹。少なくとも、これら大陸の社会では、父子の俸禄の相関係数が〇・九にも上るといふ状況

にはなかったであろう。支配階層の固定化という点では、近世中後期の日本は稀な水準にあった。

近世中後期の日本では、「世禄制」が定着し、特定の家系に俸禄・家格の世襲が強く保証された。その特定の家系は、日本型の特異な養子制度で絶家から守られ、永々と階層に居座り続けていた。しかも、養子制度は同一階層内で当主を再生産する道具となっていたから、武家社会では、個人の社会移動は極めて低水準に抑えられていた。日本の養子制度は、強い俸禄・家格の世襲制と組み合わせ、階層移動を極少化した基本的には、世襲身分制社会の安定装置になっていたと考えられるのである。

注

(1) 中根千枝「東アジアの階層(紳士・両班・武士)」「社会人類学 アジア諸社会の考察」第六章 階層、東京大学出版会、一九八七年、二〇六一―二二七頁)

(2) 尾藤正英『日本文化と中国』中国文化叢書10、大修館書店、一九六七年

(3) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九三年、一八三―一八九頁が、第五章第二節で「封禄相続制度と世禄制の定着」を論じ、「近世初めの時点で、ほとんどの大名家において、その中核をなす譜代家臣団については、『世禄制』の原則を確立していた。」とする。

(4) 内田智雄「中国―家産の分割相続をめぐって―」(『講座家族五、相続と継承』二章相続法の歴史、一節 近代以前の社会、弘文堂、一九七四年、八四―九九頁)

(5) 山内民博「李朝後期における在地両班層の土地相続―扶安金氏家文書の分析を通して―」(『史学雑誌』99―8、一九九〇年)

井上和枝「朝鮮家族史研究の現状と課題」(『歴史評論』424、一九八五年)
宮嶋博史『両班』中公新書、一九九五年、一六〇―一七〇頁

(6) 坪内玲子「長子相続制度における補充システムの比較研究(1)(2)」(『龍谷紀要』9―2、一九八七年、および『龍谷紀要』12―1、一九九〇年)

(7) 中根前掲書、一〇九頁。李丙洙「朝鮮の〈異姓不養〉制」(『朝鮮学報』85、一九七七年)

(8) 岡山藩については、谷口澄夫『岡山藩政史の研究』塙書房、一九六四年、四四四頁。金沢藩については、服藤弘司「相続法の特質」創文社、一九八二年、三四二頁。篠山藩については、園田・濱名・廣田「士族の歴史社会学的研究―武士の近代―」第五章 養子・相続・隠居(濱名篤氏執筆部分)、名古屋大学出版会、一九九五年。また、坪内玲子氏による首里・久米村・宮古島士族、南部藩家臣、島津藩、金沢藩の一連の実証研究がある。

(9) 堀哲三郎編『清末藩日記』(史料叢書15)下関文書館、一九七九年、九五頁によれば、元禄十一年の領内検地高は一万九八二六石余。寛政二年一二月には二万三四三〇石余。

(10) 当初、清末藩士は本家である長府藩からの付人を中心に構成されていた。
清末藩と長府藩は立藩の事情からも近い関係にある。

(11) 国文学資料館史料館所蔵「長門国清末毛利家文書」。

(12) 現存する清末藩の分限帳の一覧を示す。

- 1 清末御家初之分限帳、一六五一年、
『清末藩旧記第一冊』一一―一六頁
(平野文書)
- 2 御家中分限帳、一七八五年、国文学
資料館所蔵
- 3 清末藩家臣居村調、一八一八年、
『清末藩史話』五六―六二頁(豊東村
史巻ノ一)
- 4 御家中分限帳 全、一八二〇年、国
文学資料館所蔵
- 5 清末藩分限帳、一八二六年、『清末
藩史話』六二―六九頁
- 6 清末藩御家中分限帳、一八三〇年、
『下関市史 資料編』七六―七九一
頁
- 7 御家中分限帳、一八三二年、『清末
藩分限帳』一四―四七頁(下関文書館
所蔵)
- 8 清末藩分限帳、一八五四年、国文学
資料館所蔵
- 9 藩臣人別及渡米、一八六九年、『清
末藩旧記 第二冊』二一―〇頁
- 10 清末藩改正禄高表、一八七一年、
『清末藩史話』九六―一〇九頁

(13) 「分限帳」については「國史大辭典」

高木昭作氏執筆項目を参照。清末藩の本藩
長府藩にも、同形式の分限帳が残る。下関
市立長府図書館所蔵「御家中分限帳」。

(14) 船越家の由緒書に「元平公ヨリ御頭巾
御紋服其他種々拜領セシモ御書付類紛失ニ
付、記スルニ用ナシ」とある。古書付に拠
って書かれた。尚、船越家は志士船越清蔵
の実家。

(15) 鎌田浩「武士社会の養子―幕藩比較養
子法―」(『擬制された親子―養子―』三省
堂、一九八八年、六三頁)

(16) 『藩制一覽』表第六、一〇〇頁

(17) 『清末藩旧記』(史料叢書6)、五一・
五二頁

(18) 女性は母として(妻となった場合)の
み登場し、妻としては記録されない。した
がって、この史料からは夫婦養子・婿養子
の占める割合を知ることができない。

(19) 鎌田前掲論文、六七・八二頁

(20) 『清末藩旧記』(史料叢書7)、四頁

(21) 「旧藩士由緒書」広井良円書上に「高
林院殿百五拾回忌之節、右御代ヨリ男子血
脈相続ノ故ヲ以テ御料理被下賜」とある。
男子血脈を初代藩主高林院殿から伝える藩

士家は少なくなっており、百五拾回忌まで
血脈を伝えた広井(江本)家は「御料理」
を下賜された。

(22) 毛利陪臣の宇部福原家では「御家中地
下人を養子取組之儀は、血脈か又ハ何そ重
キ間柄ニ而由緒有之者之儀は、傍輩間之養
ニ取組仕度段、先達而内窺申出、御讚段
之上道理至極之筋ニおゐてハ可被差免」
(『福原家文書』中巻一八七頁)と、制限付
きながら地下人との養子取組をみとめてい
た。

(23) 以下分析する実・養父・実・養母父兄
の禄高は分限帳が残る年の禄高。禄高が複
数得られた場合は近い年代を優先。変名し
た個人は姓氏・通称・諱から由緒書も援用
して特定。清末藩は一万石の小藩に藩士分
限帳が多数残存しているため、禄高の情報
の検索が比較的容易である。

(24) 徳見光三「清末藩史話」長門地方史料
研究所、一九七一年

(25) 養子相続にベナルティーを科し、養父
禄高を若干減らして相続させる藩もあった
が、清末藩では養子でも実子でも相続に有
利・不利はなかった。

(26) 一八二〇年より一八五四年頃のほうが、

禄高の相関係数の値が低下している。特に婚姻には変化がみられ、幕末に閉鎖性が緩んだ可能性はあるが事例数が少なく断定は慎みたい。

- (27) 大石慎三郎『將軍と側用人』講談社、一九九五年、六頁

- (28) 山口県文書館『山口県史料』近世編法制下、七二八・七二九頁

天保十年十二月二十六日付、清末藩法令に次のようにある。

一、御家中養子の儀、近来猥ニ相成、一向統キも無之下輩の者を致養親・養子取組仕候族も有之様相聞、不埒之事ニ候、畢竟、養子之儀は先祖已来大切之家を統せ候事ニ候故、実子無之者養子仕候節は、血縁の者養子ニ可仕候、人柄ヶ様之統と申儀を届書ニ書載可被差出候、若又、血縁之者無之候ハ、惣応の用立候者取組可申候、格式違候もの養子の儀は御制禁も有之候へ共、血縁相統の訳合ニ候ハ、同格の者養親ニ相頼、右之趣、別紙を以相願候ハ、依品、届之通可被仰付候、尤、婦人の続は申立ニ不相成候事

- (29) 下関市立長府図書館所蔵「士族禄高人

別

- (30) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九三年、一六四・一六五頁

- (31) Ping-tin Ho, 'The Ladder of Success in Imperial China Aspects of Social Mobility, 1368-1911', Columbia Univ. Press, 1962. 邦訳『科挙と近世中国社会』平凡社、一九九三年